

(第十部)

第五回 参議院 商工委員会 會議錄 第十五号

昭和二十四年五月十三日(金曜日)午後三時十九分開会

本日の会議に付した事件

○鉱山保安法案(内閣提出、衆議院送付)

○配炭公団法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電気試験所新潟支所及び金沢支所設置に關し國會の承認を求めるの件(内閣送付)

○委員長(小畑哲夫君) 只今から商工委員会を開きます。鉱山保安法案、これを議題にいたします。衆議院を通過しまして、本審査になるわけでありまして、この法案の通過を非常に急いでおられます理由について、政府委員の方から發言を求めます。

○政府委員(曾根文二君) この鉱山保安法案は、もつと早く本國會に提出する予定でございましたところ、關係方面の審査に意外に手間取りまして、そのために漸く今期末に近くなりまして、参議院の方に廻つて参つたようなことに相成つたわけでございますが、そのような立案当初の豫定としまして、もつと早く提出できるつもりでおりましたために、監督機關の關係につきまして、予算の方の建前におきまして、五月十五日までの予算を計上して貰つてあるわけでありまして、それで新しい機構が認められますれば、五月

の下旬、下半期におきましては、この法律案に基きます新しい監督機關に切換えられる、こういう建前を取つて予算案の編成をいたして、予算につきましては先般御審査を願ひ採決を得たわけでございます。そのようなわけでございまして、非常に遅くなりまして甚だ、恐縮なことではございますが、でき得ますならばこの監督機關の面の切替りを、その間のギャップがないうちにいたしたいと存じまして、下半期から監督機關が発足できるように是非お願いしたい、そういうような意味合で御審議をお願いしたい、こういうふうに考えている次第でございます。尚現在の監督機構としましては、中央におきましては鉱山事務局の中に鉱山保安部というものを置きまして、石炭、金属、その他全部の鉱山保安を統括することとしたし、石炭關係につきましては、地方四地区に石炭局がございまして、その各石炭局に保安部を置き、その他の鉱山の保安につきましては全國八十地区に商工局がございまして、その各局の鉱山部に保安課というものを置いて、鉱山保安の監督に任じております。

○委員長(小畑哲夫君) 只今政府委員

から、本法案を十五日までに成るべく通過するように審議してはという理由の説明がございまして、通商産業省が発足するの二十日でございます。そのときになつてすべての監督といふ意味から、行政機構が一時期に行われるという意味からならば、或いは二

十日までに通ればいいのじやないかと思いますが、その点もう少し分るよう

○栗山長夫君 昨四日ばかり質問をいたしたのでありますが、先ずこの前に、山本専門調査員が各界の意見を一通り政府の方で各界の意見を御説明を願つたのでありますが、その間でもまだ漏れております点が若干ありますので、その点を伺いたいと思ひます。

に決定をいたしておるわけでありまして、私共はこの辺から、この運用について一歩戻りますと、生産のために保安というものがその下に隠されまして、そうしてこの法の本来の目的が狂げられるのではないかと、このことを非常に心配するわけでありまして、このことは衆議院においても論議の中心になつておつたのでありまして、私は商工省當局の覚悟の程を伺いたいと思ひます。

○政府委員(曾根文二君) 最初は先程も申しましたように、この保安法の施行はもつと早く國會に上程いたしましたので、でき得ますれば二十四年度切に発足したいという心組みで立案準備一切を済ませまして、關係方面に提出いたしました。ところが、この保安法の施行は四十二日かかりまして予定より非常に遅れたために、最初のときはそういうような關係で、この保安法による監督機構はできれば四月中旬程度には遅くとも発足したい、通産省の方はそのときの見込といたしまして、いくらか急いでも五月二十日でなければ間に合

先ず第一点は、鉱山の保安という問題を、生産の前提條件とするか、或いは保安という問題は生産の手段に過ぎないか、こういう二つの關係があるわけでありまして、政府の原案によりまして、鉱山保安局は商工省の内部に置かれることになつておるので、結局鉱山の鉱物の生産を所管する省と、その保安を司る省とが同じ長官の下に置かれるということになるわけでありまして、私が從來経験して参りましたところでは、こういうような形になりましたとどうしても生産の方が優先いたしましたので、保安が等閑がちにせられて來ると思つております。本日にこの法案の示しております通りに、鉱山保安を優先的に第一義的に考えますならば、この生産と保安というものは同等の立場に置きまして、そうして劇然と區別をし、行政庁もそういう工合にするべきであると思つております。

併しそういう考えからいたしますならば、当然保安の問題は労働省所管、生産の問題は商工省所管というところに相成らなければならぬのであります。昨年十二月の閣議で原案のよう

○政府委員(曾根文二君) この保安行政の問題は、この法案の根本問題として非常に重要な問題だと思ひますので、若干所管決定の事由につきまして詳しく申し上げたいと思ひます。それによりましてなぜ商工省が一元的に保安行政を所管しなければならぬかということも御承知願ひと思ひます。又御質問の趣旨もそれによりましてはつきりいたすと思ひます。元來この鉱山の保安行政というものは由來が非常に古くございまして、明治二十三年九月に鉱業條例の制定せられました時に、その施行に當りまして、鉱業警察という項目で鉱山の保安が実施されることに相成つたわけでござい

○政府委員(曾根文二君) この保安行政の問題は、この法案の根本問題として非常に重要な問題だと思ひますので、若干所管決定の事由につきまして詳しく申し上げたいと思ひます。それによりましてなぜ商工省が一元的に保安行政を所管しなければならぬかということも御承知願ひと思ひます。又御質問の趣旨もそれによりましてはつきりいたすと思ひます。元來この鉱山の保安行政というものは由來が非常に古くございまして、明治二十三年九月に鉱業條例の制定せられました時に、その施行に當りまして、鉱業警察という項目で鉱山の保安が実施されることに相成つたわけでござい

○政府委員(曾根文二君) この保安行政の問題は、この法案の根本問題として非常に重要な問題だと思ひますので、若干所管決定の事由につきまして詳しく申し上げたいと思ひます。それによりましてなぜ商工省が一元的に保安行政を所管しなければならぬかということも御承知願ひと思ひます。又御質問の趣旨もそれによりましてはつきりいたすと思ひます。元來この鉱山の保安行政というものは由來が非常に古くございまして、明治二十三年九月に鉱業條例の制定せられました時に、その施行に當りまして、鉱業警察という項目で鉱山の保安が実施されることに相成つたわけでござい

警察の職務は引継がれまして、更に鉱業警察規則として施行されることになり、爾來四十數年を通じて今日に至つておるわけでございます。その間最近の戦争における戦時中の荒廃を来しますまで、大戦争になりまして、この間は、從來からずっと一貫した鉱業警察の規則によりまして、大過なく鉱山の保安の行政が実施されて来たわけでございます。ところで鉱業法におきましては、七十一條といたしまして、「鉱業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣及鉱山監督局長之ヲ行フ」ということといたしまして、第一番目に「建設物及工作物ノ保安」、二番目に「生命及衛生ノ保護」、三番目に「危害ノ予防其ノ他公益ノ保護」、この三つのものを保安として規定しております。ところが昭和二十二年四月に労働基準法が制定公布に相成りまして、労働者の保護というものは、全面的にこの新しい立法である労働基準法によるべきものという趣旨の下に、今の七十一條のうちの第二項が削除となりました。それでこの新しい法律の制定の趣旨に従いまして、二十二年十月に労働安全衛生規則というものが公布になったわけでございますが、その四百五十一條におきまして、「この命令は、鉱業及び砂鉄業における安全については、当分の間、これを適用しない。」ということに相成つたのでございます。ここで具体的に數倍して申し上げますと、結局従前の鉱業警察の規定で差当りは概ねよろしいということ、この適用除外が設けられたわけでございます。併し新しい基準法の制定趣旨を体して、基準法とそれから従前の七十一條の一項と三

項との間に、鉱山の保安というものが残つておりますので、その母法である鉱業法と、両方の法律を母体とした商工、労働両省令による鉱山保安規則というものを、一応準備することになつたわけでございます。ところがそれが実際に準備にかかつて見ますと、次に述べますような事由によりまして、暗礁に乗上げて進行しなくなつた。結局そういうことができなかったわけでございます。それで又元へ返つて所管の問題が蒸返されるということになつたのであります。なぜ分けられなかつたかということにつきまして具体的に若干述べたいと思つた。大体鉱山におけるその生産の仕事というものと保安の仕事というものが、これは響いて申上げますと、生産と保安という車の両輪というふうなものではなくて、紙の両面、つまり一つの面と申しますか、一体のものを二つの角度から見たような形のものでございまして、或る一方から見ればその実体の作業はすべて生産でありまして、又別の角度から見ればこれが全部保安ということに相成つておるのでございます。具体的に例えて申しますと、出炭計画を立てるために切羽の選定をし、切羽を計画して探鉱、探掘計画を立てるに当りまして、その切羽を立てるのには、結局切羽を立てるということ、何トンの石炭を出すということになりまして、又その何トンの石炭を出すというために、どれだけのガスの発生量があり、そこにどれだけの人間を作業させるかというふうなことで、これは全く保安の計画になるわけでございます。それから又坑道掘進その他すべての問題が、以上のような関係で、生産から見ても

のは又一面全部保安計画であるというふうなことで、具体的に保安とは分けられない。次の大きな理由としましては、鉱山の保安というものが結局生命の危害を防止するといふ建前だけであつて、先程申しましたように、第一項第三号の鉱山自体を保全するといふ大きな目的がありまして、公益を保護し、被害を防止するといふ又大きな目的を持つておりまして、この三者をどうしても一体として取扱わなければ、鉱山の保安の完璧は期せられない。その生命の安全といふ見地だけから鉱山の保安といふものを抽出することができない、こゝういふような点が第二の重要なポイントでございます。それから又欧米諸外國の実例を見ましても、アメリカにおきましては内務省鉱山局におきまして鉱山の生産関係、保安関係を一元的に所掌してあります。それからイギリスにおきましては、燃料省がやはり保安を所掌してあります。ソ連におきましては石炭省が保安を所掌して、それから労働省におきましては所掌しておらないのでございまして、そのような事例をも参照いたしまして、先の理由に基いて鉱山の保安は、どうしても生産を所掌する商工省でなければ一元的に円滑なる運営ができないという結論に達しまして、商工省に所掌されることに相成つたわけでございます。

○栗山良夫君 簡単に一つお願いいたします。速記が非常に時間がないので、それから、続いて所管の商工省でなければうまく行かないという点、今のお説が正しいと、こゝろしましても実際の運用の面に当ると、非常にこゝろ入り込んでおるわけですが、例えて申しますと第二條の第三項だと、事業場は採鉱場及び選鉱場と製鉄所が、保安の所管に對しては商工省と労働省に分割されておる。或いは第三條の第二項によりまして、坑内でも衛生事業は労働省、衛生に關する通氣及び災害時に對する救護」といふような問題は商工省の所管になつておる。それから師の手防措置は商工省、予防のためのマスクは労働省の所管になつておる。それから第三十一條によりまして、製鉄所についても鉱害の防止については商工省の所管になつておる。こゝういふ工合に非常に入り込んでおつて、鉱業権者も、鉱山の労働者もこゝういふ二重監督を受けるというとは、非常に迷惑極まる話であると思つたが、それ程までに鉱山の保安と生産が密接不可分の関係にあるとしますならば、思ひ切つてこゝういふものも全部商工省の鉱山保安局へ移すといふふうにするべきではないかと思つた。そこで、今あなたの御説が正しいとするならば、やらなければ圓龍点睛を欠くと思つたが、如何でございませうか。

○政府委員(曾根文二君) 結局その鉱山保安法というものを、特に一般の工場から取出して、別に特別な技術法規で規定しなければならぬといふのは、先程述べましたような鉱業といふものが持つ特殊な性格から結論されたことでございます。従いまして第二條の第三項で適用除外をいたしておりましたが、そういうような適用除外をした附屬施設につきましては、鉱業の特殊性といふものがあつても極めて薄く、或いは完全に鉱業の特別な性格よりも、むしろ別の工場的な性格の方が強いといふようなものが、適用除外ということに考えたわけでございます。それらの附屬施設につきましては、他の工場一般に對して適用されておる法律で十分に監督できる。又それを別法律で適用することが、却つて不公平になるといふような趣旨から適用除外をいたしたのでございます。それから鉱害の問題につきましては、これはやはり金、銀、銅、鉛の附屬設備といふものは、特殊の鉱害がございまして、これはやはり從來から鉱山保安といふ概念で取扱つておりました関係上、三十一條におきまして引續いて鉱害問題だけにつきましては、やはりこの法律を適用するといふことが、むしろ鉱山保安の監督をするために必要であるといふ趣旨で規定するようにいたしましたと思つております。ただ御質問にありました製鉄所関係というふうなものは、この法律には含まないようになつておる。製鉄事業の關係につきましては、特別な鋼その他の精煉所におけるような、特殊な鉱害といふものは考えられず、大体一般工場における同種の問題の発生を予想すれば足るのじやないかと考えております。

○栗山良夫君 今政府原案を御作成になつたところへお聞きしているから、そういう答弁が出るのは勿論ですが、鉱業権者にしても労働者にしても、政府の御都合はそれで非常によろしいでしようけれども、取締りを受ける方は、余り方々からいろいろ／＼な取締りを受ける／＼／＼煩わしいことであるし、いろいろ／＼被害も伴うわけなんです。その点は鉱業権者も労働者も、一体どんなに場所が離れていようと、施設がどうなつていようと一体であり、

とそれから従前の七十一條の一項と三

以上のような関係で、生産から見たも

説が正しいと、こうしても実際の運用の面に当ると、非常にこう入り混

或いは完全に鉄業の特別な性格より、むしろ別の工場的な性格の方が強

体どんなに場所が離れていようと、施設がどうなつていようと一体であり、

而も同じ企業体の中でやつておることでありますから、これ程までに法案を

りませんから一應次に移らないと思

でございす。それから五條の事項は三十條で具体的に、具体事項を省令へ

動中の、動いておる炭車に乗つてはな

んということを省令に書いてあります場合に、保安規定では、うちの山はど

一元的に行おうというならば、私は思

法案によりますと、第五條に「鉄山

その省令では取りつておる炭車に乗つてはな

乗つておる炭車に乗つておる人を見つけて

火器を禁止するということになると思

分析して、これはこうあるべきだ、あ

十二條にも同じようにあります。それ

火器を携帯してはいけなかつたか、或いは

規定による守るべき事項を守らなかつ

は「労働省労働基準局長は、鉄山にお

も、それよりも全部を総括して鉄業権

を確保するためにする指示に従わなけ

有の義務として規定して施行して貰

ということを申し上げたことだと思

は「労働省労働基準局長は、鉄山にお

者、鉄業労働者の立場も考えて、一括

入つております。これも義務を課して

おきましてこの法律に基く省令に直

合にしか省令の方では書けませんの

で、法的な拘束力を持つておるもの

しては、やはりその境界の事項につきま

三万圓以下の罰金に処する、こうあり

にやほりその他の各事項を受けて省令

を設置しなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

従来ともございましたので、その点は

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

やはり明確にする必要があるのじやな

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

いかとは考えておりますが、その問題

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

と、この保安法に規定します附屬設備

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

との関係は、やはり先程説明をいたし

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

ましたように、飽くまでこの法律は鉄

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

山保安という特種の技術的な法規で

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

とから考えますと、やはり鉄業の附屬

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

設備の中で特別に工場的な色彩の濃厚

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

なもので、而もこれは大体この第三項

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

で規定しました附屬設備を具体的に決

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

めます場合には、個々の附屬設備を一

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

般的に決めるので、個々の附屬設備を

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

強く限定して、特殊なものを決めるこ

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

う建前を採りたいというのであります

三つが義務を課しておる條文があり

で、具体的に決めた事項を受けて省令

を設けなければならなかつたところ

で、法的な拘束力を持つておるもの

えております。

で尙具体的方法といたしましては、両省間の関係官で連絡会議のようなものを設けて、常時定期的に特別な連絡を図るようにしたい、そういうふうに考えております。

○栗山長夫君 法的拘束力はないという問題ですね。

○政府委員(曾根文二君) 勧告の内容は、結局実体的に重要なものであつて尊重すべきものならば、拘束されるといふことになるんじゃないかと思ひます。内容によりまして……。

○栗山長夫君 勧告といふのはこうせられたと言つて来るわけでしうからね。それではしうしようといふことにあつたりませんか。

○政府委員(曾根文二君) できるだけその内容によりまして、直ぐにやれるものは直ぐにやりますし、又こちらのいろ／＼な見解を述べ、説明して納得して貰うような問題もあると思ひます。

○栗山長夫君 大体勧告の効力の程度は、今の答弁で大体想像がつきますからこのくらいにして、それからもう一点だけ伺ひたいんですが、これはもうすでにどなたかからお話があつたかも知れませんが、重ねて伺ひたいします。保安委員会の委員の選任は、大体半数が鉱業権者になる可能性が非常に大きい、場合によつてはパーセンテージが上がるかも知れませんが、そういう場合に鉱山労働者の保安に対する眞実な意見、いわゆる生産適法が優先されて、保安がややもすれば、山元にながしにされようとするような空気が出て来た場合に、これを鉱山保安法の精神に十分立脚して、主張した鉱

山労働者の意見を十分に反映させることが、こういうことではできないのではないかと、こういう工合に私は思ひますが、その点をどういふ可能性は若干心配があるとお認めになりますか、若しありとすれば、それはどういふ工合に防止されようと思ひますか。

○政府委員(曾根文二君) その点保安委員会の性格といたしましては、これは随分まで保安問題を、労働者の対立を協議する問題として運営して貰うという趣旨ではございまして、随分まで保安という問題につきましては、経営者側も、労働者側も一体となつて山の保安確保に協力して当る、その中心になつて動いて貰うのが保安委員会である、そういうふうな考えております。従つてこれは性格といたしましては、技術的の専門委員会と組織して貰うのが好ましいのでありまして、委員の半数の中の労働者の推薦という委員は、実際に鉱山の坑内で第一線の保安の仕事をして生産保安をやつておる人になつて貰うのであります。それから後の半数は技術職員、保安の関係の技術職員になつて貰いたい。又そういうふうになければ、この保安問題はすべて技術事項でございまして、そういう委員でない人が若し委員に選任された場合には、實際的にその問題を議し、いい保安対策を生み出して行くといふことができないのでござい

ます。かような意味におきまして御質問のような懸念はなく、この保安委員会といふものは、円満に保安確保のための中心機関として活用されるようになるものと考えております。

○栗山長夫君 では重ねて質問いたし

ますが、これは労働者の方でよく御承知のことなんでしょうが、あなたがそういうことをよく知りになつておるかどういふかというのを伺ひたいと思ひます。現在の労働法規で労働ボスといふものを徹底的に排除しなければいかんということがある。ところが労働ボスが一番暗躍しておるのは鉱山なんです。ね。そうしてこの鉱山の労働ボスの排除といふことは、法案の審議のときは極めて簡単にできるやうに政府側も答弁があつた、ところがちつともそれがうまくできていない。鉱業権者と労働ボスとの結び付きによつて生産のため、そして鉱山の利益のためには、相当悪辣なことが行われておる。これは実情にあるわけなんです。今あなたが御説明になつたやうに、そう簡単に私は鉱業権者の公正な鉱山保安に対して自信を私は持てないのです。又今の日本の鉱山のいろ／＼な実情から考えて、今あなたが御説明なつたやうな工合に

そう早急になつても考えられない。だから少くとも法的措置だけでも、この保安委員の決定事項は、ただ単なる勧告程度ではない、まあ保安協議会も同じやうなことでございまして、そういうことでなくて、もう少し強い権限を与えて、そうすれば山に巣食つておる好ましからん力を一日も早く排除するといふことに、私は法的措置を行ななければならぬといふ考えのんですが、その点はどうお考えになりますか。

○政府委員(曾根文二君) その点につきましては、私も一年前までは現地の監督官廳におりまして、事実上非常に悪いボスがおつて、そのために炭鉱の再建が妨げられておる、又非常に山の連中も迷惑しておるということもあ

つたことはよく存じておりますし、御懸念の点が全然ないとは申上げられないと思ひますが、この委員会の運営につきましては、やはり先程申しましたやうな趣旨で行けば、又山の中堅の、本間に山を大団に考える人達が中心になつてうまく動いて行くことがで

○栗山長夫君 後は討論のときに申上げることになります。

○委員長(小畑哲夫君) 他に御質疑はございせんか。

○細川嘉六君 この二十條ですね、鉱業権者が、その鉱山の鉱山労働者の中から選任する。、そして選んだ者から選任するといふことになつておりますが、この鉱業権者は保安管理者、副管理者、委員を選ぶ……。

○委員長(小畑哲夫君) よくこちらに聞えませんが、もう少し大きい声でお願いいたします。

○細川嘉六君 選ぶといふんでしう、それで実際鉱山の保安といふものは、一番労働者側が生死を賭してそれと闘つてゐるわけでありまして、その意向といふものは、この選び方で実際鉱業権者のその望むところ、即ち危険に対する措置、これを有効に行なわせるやうにすることができるといふので、管理者も選ばれるし、副管理者も選ばれるし、委員も選ばれるわけでありまして、労働者の意向といふものは、実際生命その他重大関係を持つておるそれが保護されていらないと思ひます……。

により選任するといふことは、この法案の非常に重要な問題でありますので、これは各山で十分にその山の保安のために考えて貰う立派な労働者の代表者を各山と推薦をして来るんじゃないか、それが鉱業権者としても、それをもうそのまゝ受けて、手続的に大

○細川嘉六君 私の言ひ方が足りませんでした。委員の半数は鉱山の保安係から選ぶといふのでありますから、ますます以て鉱山業者の意向といふものは多分に支配的になつて来ます。でありますから労働者側の危険に対するいろいろの要求といふものは非常に薄くなつて来て、實現される機会が薄くなつて来やしないかといふんですが、殆んど鉱山業者の意思次第で動くやうに保安問題を動かされるという危険が多分にあると思ひますが、それで労働者側が鉱山でいろ／＼起る危険に対して安心して行ける、又保安に対して熱意を持つて行けるというやうなものはこれはなからうと思はれるのです。

○委員長(小畑哲夫君) 質疑の要点が少しはつきりしかねますが、何と言ひ

気が出て来た場合に、これを鉱山保安法の精神に十分立脚して、主張した鉱

なるものと考えております。
○栗山長夫君 では重ねて質問いたし

の再建が妨げられておる、又非常に山の連中も迷惑しておるということもあ

○政府委員(曾根文二君) 半数を労働者の中から「労働者の過半数の推せん

○委員(小畑哲夫君) 質疑の要点が少しはつきりしませんが、何と云い

ますか、労働者の立場から考えたときに、鉱山保安に対して責任者の責任というものがはつきりしてないと、こうおっしゃるのですか。

○細川嘉六君 鉱山業者の意向次第でこの保安というものが左右されて行くというのを言うのです。そういうふううにこれはできていないかと言うので

○政府委員(曾根文二君) 先程説明いたしましたように、この保安委員会というものは、飽くまで労働者側、経営者側という二つの立場から保安問題を論議して行く委員会であるという意味において、保安という問題につきま

○政府委員(曾根文二君) 結局半数にするか三分の二にすべきかという問題のように思いますが、これは実際上保安の対策を決めるのには、やはり技術事項が非常に重要なファクターになりますので、実際の現場の第一線の労働者の委員も半分のウェイト、それから技術対策の面から見た技術者も半分のウェイト、こういう意味で、半数づつというのを、労働者から半数づつ、あとは保安係員から選んで貰うという建前をとつたのであります。

○細川嘉六君 もう私は止めますが、もう一つ、鉱山の再建のために、いろいろ田畑がいたんだり、河川が汚濁して来る、そういうような場合の賠償で

○政府委員(曾根文二君) その鉱害補償の問題は、鉱業法の方に詳細に規定してございまして、今度この保安法案の立案におきましても、本法案の方に取入れないで、鉱業法の方に全部残してありますから、そちらの方の條文が適用になることになりました。

○平岡市三君 本法案は、予算の關係から成立を非常に急いでおる關係もありまして、大体質疑も終つたように見受けられますから、このくらいにして

選定でなしに、労働者が直接選んだ者がお互の責任において委員となる。あとの三分の一ですが、これは保安係となる。そうすると、あなたの言われた保安に対する技術及び知識の融合がうまく行く。そうして又保安について直接の責任を労働者が持つ、又熱意も持つ、そういうふうになりませんかと思うのでありますが、それでこの條項に對して不満なんです。

○政府委員(曾根文二君) 討論採決に入るの動議を提出いたしました。討論採決に入るの動議を提出いたしました。

○委員(小畑哲夫君) 動議の発議者、如何でございましょうか。

○平岡市三君 結構でございます。

○委員(小畑哲夫君) それでは改めて一つ動議を御提出願います。

○平岡市三君 大体質疑も終つたかに見受けられますので、この辺で質疑打ち切りの動議を提出いたします。

○委員(小畑哲夫君) 平岡委員の動議に御賛成の方の挙手を願います。

○委員(小畑哲夫君) 多数と認めます。

○委員(小畑哲夫君) 動議の発議者、如何でございましょうか。

○平岡市三君 結構でございます。

○委員(小畑哲夫君) それでは改めて一つ動議を御提出願います。

○平岡市三君 大体質疑も終つたかに見受けられますので、この辺で質疑打ち切りの動議を提出いたします。

○委員(小畑哲夫君) 平岡委員の動議に御賛成の方の挙手を願います。

○委員(小畑哲夫君) 多数と認めます。

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

○委員(小畑哲夫君) 休憩の動議が出ましたが、ちよつと速記を止め

炭需給の現段階におきましては、一挙に公団を廃止するよりより急激な改革は産業経済並びに國民生活に及ぼす影響が余りにも甚大でありますので、この度の改正法案におきましては、先ず配炭公団法の有効期間を更に暫定的に延長すると共に、一方において石炭及びコークスの中で需給の緩和した品種については、これを公団統制の対象より除外し、他方公団統制の対象となる石炭及びコークスについては、民間の販賣業者を復活せしめて、配給業務の能率化を図ることとし、更にこれに関連いたしまして配炭公団の機構及び業務を現狀において可能な限り縮小するといふ方針を採つた次第であります。

以下その要旨を御説明申し上げますと、先ず第一に有効期限の延長という点につきましては、配炭公団は従來他の配給公団と同様に、存続期間を一年と限定されておりました、本年三月末が期限となつておつたのであります。が、前回御審議を願う前に、取敢ずの措置として六月末まで延長されたのであります。この度の改正におきましては、公団の機構及び業務に所要の改革を行なつた上で、更にこれを來年三月末まで延長することとしたのであります。ただこの度の改正は、従來と比較いたしまして期限の再延長を考慮せず、而も需給狀況が改善されたときには、來年三月末以前においても、経済安定本部總務長官の命令によつて解散せしめるものといたしている点が異つてゐるのであります。

次に第二点といたしましては、配炭公団は、従來石炭及びコークスの全部を一手で買取販賣いたして來たのであります。が、増産の順調な進捗と、金融逼迫等の情勢による需給の延び悩みのため、最近における石炭の需給狀況は著しく改善せられて参つたのであります。勿論上級炭につきましては、尙相当逼迫しておりますが、特殊品種、又は下級炭につきましては、需給は概ね平衡に達しまして、特に或る種のものについては、需要面における特殊事情のため、相当大量の公団手持貯炭が賣れ残つておりました。公団の經理に影響を及ぼすような事態に相成つて参りましたのであります。そこで今回無煙炭、褐石、微粉炭四千カロリー以下の低品位炭、半成コークス、灰分三〇%以上の低品位コークスにつきましては、これを公団取扱品目より除外し、差当り、フリー・ターボン方式による統制に移行することにしたと考へたのであります。これらの公団取扱除外品目の中で低品位炭以外のものにつきましては、この改正法律が公布される際、即ち概ね五月の下旬になると思ひますが、直ちに實施に移したいと考えておりますが、低品位炭につきましては、他の品種と相当事情が異つておりました。その生産量は毎月三十万トン程度でありますので、このやうな低品位炭を生産する多数の業者にとつては價格及び資金面において相當の圧迫が予想されるのみならず、又その需要も各業種に亘り非常な多数に上つておりますので、販賣機構の整備、その他諸般の準備態勢を整へた上で、公団取扱より除外することが適當と考へられるのであります。この低品位炭に關してのみ、七月一日からこれを實施することとしたのであります。

第三点といたしましては、配炭公団は従來最終需要者までの、いわゆる消費者までの配給業務を全部直營して來たのであります。この度の改正によりまして、需要者に対する配給業務は卸賣業者及び小賣業者を設けてこれに任せることとしたのであります。即ち海上輸送のものにつきましては沖積、鉄道直通輸送のものにつきましては、着駅貨車乗渡して卸賣業者に賣渡し、更に最終需要者への配給は小賣業者をして取扱わせる予定であります。この卸賣業者及び小賣業者に對しましては、上級炭については、尙當分の間相當詳細な配給指示を要する必要があるとすので、臨時物資需給調整法に基く現行石炭等賣渡規則を改正して販賣業者の許可制を布く予定にいたしております。但し何分にも日本石炭、府縣石炭等の統制会社を設立して、販賣業者を消滅せしめてから、すでに十年近くなつておりますため、今日は販賣業者を全く新しく創設することとなりまゝるので、販賣業者の免許資格、取扱手数料、業務方法の決定等につきましては、尙研究を要する点が少くないのであります。

第四点といたしまして、配炭公団は以上申述べましたやうな販賣業者の設定に伴ひまして、その業務を極力整理縮小して参ることになるのであります。民間の販賣機構が整備されて全面的に活動を開始いたします際には、輸出及び特需を除き、原則として需要者に対する直賣を止めることとしたのであります。配炭公団の地方機構は輸出を担当する支団と、配給を担当する配炭局とに大別されるのであります。が、只今申上げましたやうな業務の縮小に伴ひまして、配炭局の機構が原則として廃止されることになるのであります。これに伴う整理人員は現行定員一万二千名余の中、五、六千名程度となる見通しであります。現に公団の担当しております統計その他附帯業務の処置と関連いたしますので、この点につきましては、更に研究を重ねたいと思つておる次第であります。販賣業者の設定につきましては、でき得る限り準備を急ぐことといたしておりますが、今のところ七月又は八月頃となることが予想される次第であります。

以上が配炭公団法の一部改正に關する法律案の提案理由並びにその要旨であります。何とぞ御審議の上速かに御承認あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(小畑哲夫君) 速記を止めて下さい。

○委員長(小畑哲夫君) 速記を始めて下さい。

引続き本日付託になつております地方自治法第五十六條第四項の規定に基く大阪工業試験所、四國支所並びに電気試験所新潟支所、及び金沢支所設置に關し國会の承認を求めるの件、予備審査のための議案、これの提案理由の説明をお聴きして置きます。

○政府委員(小林英三君) 只今議題となりました「大阪工業試験所四國支所並びに電気試験所新潟支所及び金沢支所設置に關し國会の承認を求める件」の提案理由を御説明申し上げます。本件は地方自治法第五十六條第四項の規定によりまして國会の承認を必要とするのであります。

大阪工業試験所四國支所の設置につきましては、四國に於ける工業は全國生産量に對しまして、塩化バリウムは第一位、硫酸生産は六割、苛性工業は五割、石灰工業は三割、製紙は三割を占め其の他化学工業及び製糖等々全國屈指の地位にあり乍ら、四國は政治経済、産業、交通及び文化等の点からみまして從來稍々もすれば近畿、中國の從屬的地位に置かれ、資源は相當豊富であり産業振興の余地多大であるにも拘はらず、未だ開發されないものが多いのであります。特に四國として將來特異性を發揮せしめ重点を置くべきは、海水化学、耐火物、紙及びパルプ工業等でありまして、これらの工業の消長は只に四國の産業振興を左右するばかりでなく、我が國全体に取りまして重要な影響を與へます關係上今後技術の高度化を図るため強力なる試験研究機關を必要とするのであります。四國四縣には現在縣立の工業試験場がありましてそれ〴〵地方的研究に従事して居りますが、これを総合し指導していきまします上にも四國に國立の綜合試験所を必要とする状態でありまして、尙以上申し述べました理由によりまして終戦以來四國の各縣知事及び四國民間工業諸団体等官民の輿論として一致した熱心なる國立試験所設置の要望がありまして、四國四縣知事會議の決定として香川縣工業試験所の施設を國に寄贈するから國立の試験所を設置して欲しいとの要望を香川縣知事より總司令部に出頭陳請している次第であります。そこで政府としましては昭和二十三年度予算に計上しまして、大阪工業試験所四國支所設置の準備をとりすめ、二十四年度予算におきましては四

新され、生産業者、卸賣業者、小賣業者の三段階制による登録制度が実施されているが、鹿児島県下では中央と異り生産業者、卸賣業者がほとんどないため、小賣業者は中央商社から、大部分の商品を仕入れ、多大の不利不便を忍び辛じて配給業務に従事している現状である。しかして、縣下に有力なる卸賣社の必要性から、小賣業者及び関係面の支援により、鹿児島県衣料品販賣株式会社設立され、同社の登録認可の賜は縣下の小賣業者及び消費者の受ける利便は大なるものがあるから、本縣の特殊事情を考慮せられ、同社の登録を認可せられたいとの請願。

第九百九十号 昭和二十四年四月三十日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に關する請願
請願者 新潟市西堀通り五ノ八六六新潟市信用組合長 今川幸吉
紹介議員 北村 一男君
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案が、今次國會に提出される予定であるが、この措置は市街地信用組合の事情を無視し、且つ不正金融業者の脱りようを助長するものであるから、市街地信用組合法を廃止する條項を中小企業等協同組合法案、同法施行法案その他の関連法案より削除し、又、市街地信用組合に關しては庶民金融機關としてふさわしい制度を設けるため、これらの法案とは別個の法律を制定せられたいとの請願。

第十号 昭和二十四年五月四日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に關する請願
請願者 東京都千代田区九ノ内一の二日本工業俱樂部内社団法人日本工学会理事長 佐野利器
紹介議員 平岡 市三君
わが國の經濟安定を實現し自立經濟を達成するには、貿易の振興と生産力の増強を図ることが必要であるが、その可否は産業技術の振興の如何にかかっている。しかるに政府の科學技術に対する政策は、極めて消極的であつてならぬ改善の意圖を有しないばかりか、今般の行政整理によつて、鐵工業技術振興向上の母体である工業技術庁の定員の削減を行うことは、現下の要請に逆行するものであるから、むしろ工業技術庁の拡充整備を図られたいとの請願。

法案に關する請願
請願者 鹿児島縣川内市向田町二四二川内信用組合長 重信安道外一名
紹介議員 岡元 義人君
この請願の趣旨は、第九百五十六号と同じである。

第十四号 昭和二十四年五月六日受理
関西配電会社淡路送電第三号線架設に關する請願
請願者 兵庫縣洲本市長 白川修外三名
紹介議員 田口政五郎君
兵庫縣下淡路全島は、関西配電株式会社の海底ケーブルにより本土から直接送電を受けている。しかして、昭和十九年五月、本海底ケーブル敷設後連続十數回にわたり故障を生じ、一箇月余に及ぶ暗黒界を現出したので、会社側は、必死の復旧工事を行つたが完全修復に至らなかつたので昭和二十二年八月第二号線の敷設により送電を継続しているが一本のみでは不安であり、万一の場合の予備対策として第三号線の敷設を企図したのであるが、資金面で工事に着手できない現状であるから、全額國庫補助により第三号線を架設せられたいとの請願。

第十五号 昭和二十四年五月六日受理
通商産業省神戸支局設置に關する請願
請願者 東京都港区青山町二ノ八〇全日本中小工業協議会内松尾鏡外一名
紹介議員 兼岩 傳一君
兵庫縣はわが國最重要港を擁し、且つ輸出産業の生産縣としても特殊の重要性をもつてゐるから、現在の大坂商工局神戸出張所廢止の場合は、従来の商工局出張所の權限を更に拡充強化して神戸市に通商産業省支局を設置せられたいとの請願。

第十六号 昭和二十四年五月六日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に關する請願
請願者 北海道旭川市四條通り八ノ右八号旭川信用組合長 酒井廣雄
紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、第九百五十六号と同じである。

第十七号 昭和二十四年五月二日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に關する陳情(十八通)
陳情者 廣島市横川町三廣島信用組合長 奥久登外四十四名
今國會に提出を予定されている「中小企業等協同組合法案及び同法施行法案」によれば庶民金融機關として日本經濟の再建に多大の貢獻をしている市街地信用組合の根拠法である「市街地信用組合法」を廢止して、信用協同組合に組織変更を行うよりもくろまれているが、この措置は市街地信用組合の事情を無視し、且つ不正金融業者の脱りようを助長するものがあるから、市街地信用組合法を廢止する條項を、中小企業等協同組合法案、同法施行法案その他関連法案より削除し市街地信用組合に關しては、庶民金融機關としてふさわしい制度を設けることとし、これらの法案とは別個の法律を制定せられたいとの陳情。

第十八号 昭和二十四年五月二日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に關する陳情
陳情者 名古屋市中区大池町四ノ一社団法人名古屋商工會議所 會頭 三輪常太郎
中小企業は、わが國の産業の構成上極めて重要であるばかりでなく、將來日本の再建は中小企業に依存するところが大いから、中小企業の自立のため、(一)中小企業に対する金融政策を確立すること、(二)中小企業診断制度を拡充強化すること、(三)中小企業に対する資材を確保すること等の措置を採られたいとの陳情。

五月十二日本委員會に左の事件を付託された。
一、鞍山保安法案(予備審査のため付託四月二十八日)
五月十二日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、配炭公団法の一部を改正する法律案
一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電氣試験所新潟支所及び金沢支所設置に關し承認を求めの件。

配炭公団法の一部を改正する法律案
配炭公団法(昭和二十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

輸出産業の生産縣としても特殊の重要性をもつてゐるから、現在の大坂商工局神戸出張所廢止の場合は、従来の商工局出張所の權限を更に拡充強化して神戸市に通商産業省支局を設置せられたいとの請願。

第十五号 昭和二十四年五月六日受理
通商産業省神戸支局設置に關する請願
請願者 東京都港区青山町二ノ八〇全日本中小工業協議会内松尾鏡外一名
紹介議員 兼岩 傳一君
兵庫縣はわが國最重要港を擁し、且つ輸出産業の生産縣としても特殊の重要性をもつてゐるから、現在の大坂商工局神戸出張所廢止の場合は、従来の商工局出張所の權限を更に拡充強化して神戸市に通商産業省支局を設置せられたいとの請願。

第十六号 昭和二十四年五月六日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に關する請願
請願者 北海道旭川市四條通り八ノ右八号旭川信用組合長 酒井廣雄
紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、第九百五十六号と同じである。

第十七号 昭和二十四年五月二日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に關する陳情(十八通)
陳情者 廣島市横川町三廣島信用組合長 奥久登外四十四名
今國會に提出を予定されている「中小企業等協同組合法案及び同法施行法案」によれば庶民金融機關として日本經濟の再建に多大の貢獻をしている市街地信用組合の根拠法である「市街地信用組合法」を廢止して、信用協同組合に組織変更を行うよりもくろまれているが、この措置は市街地信用組合の事情を無視し、且つ不正金融業者の脱りようを助長するものがあるから、市街地信用組合法を廢止する條項を、中小企業等協同組合法案、同法施行法案その他関連法案より削除し市街地信用組合に關しては、庶民金融機關としてふさわしい制度を設けることとし、これらの法案とは別個の法律を制定せられたいとの陳情。

第十八号 昭和二十四年五月二日受理
中小企業等協同組合法案及び同法施行法案に關する陳情
陳情者 名古屋市中区大池町四ノ一社団法人名古屋商工會議所 會頭 三輪常太郎
中小企業は、わが國の産業の構成上極めて重要であるばかりでなく、將來日本の再建は中小企業に依存するところが大いから、中小企業の自立のため、(一)中小企業に対する金融政策を確立すること、(二)中小企業診断制度を拡充強化すること、(三)中小企業に対する資材を確保すること等の措置を採られたいとの陳情。

五月十二日本委員會に左の事件を付託された。
一、鞍山保安法案(予備審査のため付託四月二十八日)
五月十二日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、配炭公団法の一部を改正する法律案
一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電氣試験所新潟支所及び金沢支所設置に關し承認を求めの件。

配炭公団法の一部を改正する法律案
配炭公団法(昭和二十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

配炭公団法(昭和二十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「石炭及びコークス

(半成コークスを含む。以下同じ。)
並びに別表第一に掲げる亜炭及び
亜炭コークス(以下指定亜炭とい

う。を「石炭及びコークス(別
表第一に掲げる石炭及びコークス
を除く。以下同じ。)」に改める。
第十三條中「石炭、コークス又は
炭」を「石炭又はコークス」に改

める。
第十五條第一号中「石炭、コークス
及び指定亜炭の一手買取及び一手
賣渡」を「石炭及びコークスの買
取及び賣渡」に改める。
第十六條第一項中「石炭、コークス
又は指定亜炭」を「石炭又はコーク

ス」に、「生産業者から」を「生
産業者からのみに」に改め、「すべて
の」を削り、同項に次の但書を加
える。
但し、主務大臣が経済安定本部総
務長官の承認を受けて指定する
放置炭については、この限りで
ない。

第十六條第二項中「前項に掲げる物
資」を「石炭又はコークス」に、
同條第三項中「前二項」を「前三
項及び第七項」に、同條第三項及
び第四項中「石炭、コークス又は
指定亜炭」を「石炭又はコークス」
に改め、同條第二項の次に次の一
項を加える。

配炭公団は、主務大臣が経済安定
本部総務長官の承認を受けて指
定する者以外の者に、その買い
取つた石炭又はコークスを賣り
渡してはならない。

第十六條に次の二項を加える。
配炭公団は、主務大臣が経済安定

第十部 商工委員会會議第十五号
昭和二十四年五月十三日

本部総務長官の承認を受けて指

示する荷渡場所において石炭又
はコークスの荷渡を行わなけれ
ばならない。

主務大臣は、石炭又はコークスの
需給の状況が改善されたと認め
るときには、経済安定本部総務
長官の承認を受けて、配炭公団
の業務を縮小することができ
る。

第二十一條第二項及び第三項中「石
炭、コークス又は指定亜炭」を「石
炭又はコークス」に改める。
第三十二條第一項中「昭和二十四
年七月一日又は経済安定本部廃止の
時の何れか早い時」を「昭和二十
五年四月一日(昭和二十五年四月
一日以前において第七條第一項の
規定による経済安定本部総務長官
の解散の命令があつたときは、そ
の時)」に改め、同條第二項中「配
炭公団は、」の下に「第七條第一
項の場合を除き、」を加える。

別表第一を次のように改める。
別表第一
第一條第一項の規定による石炭及
びコークスは、左の通りとす
る。

一 無煙炭(國內産のものに限
る。

二 ぜん石

三 微粉炭(洗でん微粉炭を含
む。

四 発熱量四、〇〇〇カロリー以
下の石炭

五 半成コークス(國內産のもの
に限る。)

六 含有灰分三〇パーセント以上
のコークス

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。但し、別表第一の改正規定
中第四号に係るものは、昭和二
十四年七月一日から施行する。

地方自治法第五十六條第四項
の規定に基づき、大阪工業試験所
四國支所並びに電気試験所新瀉
支所及び金沢支所設置に關し承
認を求めるの件
地方自治法第五十六條第四項の
規定に基づき、大阪工業試験所四

國支所並びに電気試験所新瀉支
所及び金沢支所設置に關し國會
の承認を求めるの件
工業技術院設置法施行令(昭和二十
三年政令第二百七号)に基づき、別
表上欄に掲げる試験研究の支所を
当該下欄に掲げる位置に設置する
必要を生じたので、これらの設置
について地方自治法(昭和二十二
年法律第六十七号)第五十六條
第四項の規定により國會の承認を
求める。

別表

名	称	位	置
大阪工業試験所	四國支所	高松	市
電気試験所	新瀉支所	新潟	市
同	金沢支所	金沢	市

昭和二十四年五月三十日印刷

昭和二十四年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局